

I 調査研究事業

1. ASEAN・中国 FTA (ACFTA) の運用状況調査事業結果

イ. 調査の目的

ASEAN と中国との貿易は、拡大している。これは、2005 年に発効した ASEAN 中国 FTA (ACFTA) の影響もあると考えられる。本報告書は、中国、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムにおける相互の貿易の流れを見ることにより、ACFTA の発効の影響が現れているかどうかを探っている。

平成 24 年度においては、新たな試みとして、ACFTA の平均関税率や関税削減額を計算している。つまり、ACFTA により、どれだけ平均関税率が下がるのかを業種別に求めている。そして、この平均関税率の低下により、関税額がどれだけ節約できたのかも算出している。

また、今年度においても、昨年度に引き続き ACFTA で約束した関税削減や互惠関税率の運用状況を調査した。その大きな理由の 1 つは、中国と ASEAN 先行 6 カ国（ブルネイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ）が、2012 年にノーマルトラック品目の例外品目（NT2）の関税撤廃を行っており、この運用実態を把握することにあつた。ちなみに、中国、インドネシア、マレーシア、タイの 4 カ国における NT2 品目の合計は 1,020 品目に達する。

さらに、NT2 品目の関税撤廃だけでなく、今年度の調査結果に大きな影響を与えたのは、貿易統計分類の変更であつた。2012 年から、貿易統計分類が HS2007 から HS2012 に変更になっており、今年度の ACFTA の運用状況調査は昨年度と比較して対象品目数が増加している。例えば、インドネシアだけで、昨年度よりも総輸入品目数が 1,500 も増えている。これに伴う ACFTA の運用実態への影響は当初の予想よりも大きく、昨年度とはやや異なる結果をもたらした。

本報告書で展開している ACFTA 協定の概要やその運用状況、及び平均関税率や関税削減額を知ることができれば、日本企業は ACFTA をより効果的に活用することが可能になる。

ロ. 調査結果の概要

1. 中国よりも高い ASEAN の関税削減効果

中国の 2011 年における ASEAN10 カ国からの総輸入額は 1,925 億ドルであつた。これに対して、中国の ASEAN10 カ国に対する「MFN 関税額から ACFTA 関税額を差し引いた関税削減額」は 45 億ドルであつた。したがって、ACFTA を活用した場合の中国の ASEAN10 カ国からの輸入額削減率は、2.3%（45 億ドル÷1,925 億ドル）ということになる。

同様に、インドネシアの中国からの輸入に対する関税削減額は 11 億ドルで、輸入額

削減率は4.3%であった。マレーシアは9億ドルで3.7%、タイは15億ドルで5.0%となり、いずれも中国よりもACFTAを用いた輸入額削減率は高かった。しかし、インドネシア、マレーシア、タイよりも関税削減スケジュールが遅れるベトナムにおいては、その関税削減額は3億ドルにすぎず、削減率は1.4%にとどまった。

したがって、輸入額削減率というACFTAの関税削減効果の面では、インドネシア、マレーシア、タイのASEAN3カ国の方が中国よりも大きい。

また、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムのASEAN4カ国における「関税削減額(MFN関税額-ACFTA関税額)」の合計は39億ドルに達する。したがって、輸入額削減率という割合の面だけでなく、ACFTA4カ国の関税削減額(輸入節約額)はその絶対額でも中国(45億ドル)とあまり差がない。

もしも、残りのASEAN6カ国の関税削減額を算出し、「ASEAN10カ国合計の中国に対する関税削減額」を得ることが出来れば、それは「中国のASEAN10に対する関税削減額」を上回ることは確実と思われる。

2. 2012年のACFTA協定税率の運用状況

平成24年度のASFTA協定税率の運用状況調査の対象品目は、5カ国全体で9,843品目であった。前年度の調査対象品目は8,436品目であったので、今年度は1,407品目増加したことになる。それに伴って、ACFTA協定税率を実施したり(『=』)、未達であったり(『×』)するなどのACFTAの運用結果の件数も増えている。

ACFTA5カ国(中国、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム)の協定税率の運用状況を見てみると、「約束した協定税率以上に関税を高くし、協定が未達な品目数(すなわち『×』)」は、113品目であった。これは、調査対象品目の5カ国総計の1.1%にすぎなかった。『×』の内訳を国別に見ると、中国40品目、インドネシア27品目、マレーシア0品目、タイ3品目、ベトナム43品目であった。

「約束したACFTA協定税率を実行している(『=』)」品目数は、5カ国で5,082品目となり、5カ国の調査対象品目総計の51.6%を占めた。半数を超える品目で、ACFTA協定税率を実行しているということだ。『=』となった結果を国別に見ると、5カ国とも1,000品目前後の同じような品目数であった。

「約束したACFTA協定税率よりも関税削減を進めた(『○』)」品目数は、5カ国で4,406品目となり、44.8%を占めた。5カ国の中では、中国の『○』の品目数が少なかった。

「×と○」が混在する『×○』の数は171品目であり、5カ国調査対象品目総計の1.7%であった。その内訳は、インドネシアが22品目、ベトナムが146品目を数え、この2カ国でほとんどを占める。

3. 2012年の互恵関税率の適用状況

(1)中国が輸出国で他の4カ国が輸入国の場合

中国が輸出国で、他の4カ国(インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム)が輸

入国の場合、中国⇒インドネシア～中国⇒ベトナムというように 4 ケースの輸出入の組合せが生じる。この中国が輸出国の場合の 4 ケースの互恵関税率の適用において、前年度の対象品目総数は 2,374 品目であった。今年度は 2,843 品目であるので、前年度から 469 品目増加したことになる。

これらの互恵関税率の運用状況を見てみると、「互恵関税率を適用した（すなわち、『＝』）」品目数は、4 ケース総計で 1,487 品目であった。これは、調査対象品目総計の 52.3%を占めた。ケース別では、インドネシアとベトナムの中国からの輸入において、互恵関税率を適用している場合が多い。

「互恵関税率を適用せず、当初の約束どおりに関税削減を行った（『○』）」品目数は、4 ケース総計で 1,297 品目となり、調査対象品目総計の 45.6%を占めた。ケース別では、タイとマレーシアの中国からの輸入で互恵関税率を適用している場合が多く、それぞれ調査対象品目に占める割合は 7 割と 5 割を超える。

「互恵関税率以上に関税を高くし、協定が未達な品目数（『×』）」は 8 品目で、調査対象品目総計の 0.3%にすぎなかった。

以上の結果から明らかなように、中国の他の 4 カ国への輸出において、輸入国側が互恵関税率を適用している割合は半分以上に達しており、前年度とは逆の結果となった。特に、ベトナムでは、9 割以上が『＝』という結果であった。

もしも、日本企業が中国から ASEAN に輸出を行う際、ACFTA を利用しようとするならば、輸入国側における互恵関税率の適用に注意を要する。

(2) 中国が輸入国で他の 4 カ国が輸出国の場合

中国が輸入国で他の 4 カ国（インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム）が輸出国の場合、前年度の対象品目総数は 3,876 品目であった。今年度は 4,638 品目であるので、前年度から 762 品目も増加したことになる。

中国が輸入国で他の 4 カ国（インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム）が輸出国の場合の互恵関税率の運用状況を見てみると、「互恵関税率を適用した（『＝』）」品目数は、4 ケース総計で 432 品目となり、調査対象品目総計の 9.3%を占めた。中国のタイからの輸入のケースでは、153 品目に互恵関税率を適用しており、他のケースよりも 50 品目～60 品目ほど多い結果となっている。

「互恵関税率を適用せず、当初の約束どおりに関税削減を行った（『○』）」品目数は、4 ケース総計で 4,115 品目となり、調査対象品目総計の 88.7%を占めた。その前年度の割合は 85.3%であったので、中国は互恵関税率の適用において、一段と当初の約束どおりに関税削減を行う傾向を強めている。4 つのケースの中でも、中国のインドネシア、中国のタイからの輸入において互恵関税率を適用せず関税を削減した品目が多く、その数は 1,500 品目前後に達する。

「互恵関税率以上に関税を高くし、協定が未達な品目数」は、『×』が 19 品目、『×○』が 70 品目で、両方を合計した 89 品目は全体の 1.9%を占める。

したがって、中国が輸入国で他の ASEAN4 カ国が輸出国の場合、中国は互恵関税率を適用せず、当初の約束通りに関税を削減する割合が高い。そして、中国は前年度よ

りも一段と互惠関税率の適用を減らし、それよりも低い関税率を適用する品目を拡大している。しかしながら、『×』と『×○』の品目数も増えており、中国は互惠関税率の適用において、自由化を進める一方で、ACFTA 協定が未達となるケースを増やしている。